

千葉市業務継続計画（感染症編）の改定について

千葉市では、新型インフルエンザ発生時においても、行政機能が維持できるよう、平成23年3月に業務継続計画（新型インフルエンザ編）を策定しました。

このたび、令和2年から感染が拡大している新型コロナウイルス感染症のような感染力の強い感染症による業務への影響をできる限り軽減し、円滑に業務を継続できるよう、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、業務継続計画（感染症編）に改定しましたので、お知らせします。

1 主な改定内容

（1）計画発動の基準の明確化

計画の発動に係る判断の基準を見直し、計画発動が迅速かつ適確に行えるよう改定

（2）対象とする感染症の追加

現行の計画では新型インフルエンザのみを対象としていたが、以下の感染症を計画の対象とするよう改定

ア 新型インフルエンザ等感染症

イ 指定感染症

ウ 新感染症

エ 一～五類感染症

（3）新型コロナウイルス感染症の対応事例の掲載

感染症対策の事例として、令和2年から本市で経験した新型コロナウイルス感染症の対応を振り返り、その事例を参考資料として計画に追加

2 公表日・公表方法

（1）公表日

令和5年3月27日（月）

（2）公表方法

市ホームページに掲載

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/kikikanri/bcpkansensyou.html>



3 添付資料

（1）千葉市業務継続計画（感染症編）の概要について

（2）千葉市業務継続計画（感染症編）（本編及び参考資料（新型コロナウイルス感染症に関する対応事例等））

※各局区等の業務継続計画（個票）を含む、計画全編については、上記ホームページを参照ください